平成　　年　　月　　日

保護者の方へ

**運動器検診のお知らせ**

　平成28年度から、法律の改正により、健康診断で新たに運動器検診を行うことになりました。

**【運動器検診とは？】**

　四肢の骨や関節などの運動器の疾病・異常を見つけるための検査です。

　保護者の方が保健調査票にご記入いただいた内容と、普段の学校生活での様子の両方で検討して、気になるところのある児童のみ学校医による検診を受けます。

※運動器とは、骨・関節・筋肉・靭帯・腱・神経など身体を支えたり動かしたりする器官のことです。

**【運動器検診の必要性】**

　現在、子どもたちの運動不足と運動過多の二極化が問題になっています。

　運動不足の子どもは、体力・運動能力の低下や、「からだが硬い」などの問題が起きやすく、大きなけがや故障をしやすくなります。

　その一方で、スポーツを過度に行っている子どもは、「スポーツ障害」が心配です。初期に治療すれば大抵良くなりますが、放置すると障害が残ってしまい、スポーツを続けるどころか日常生活にまで影響が出ることもあります。

　子どもたちの将来のために、運動器の異常はなるべく早く見つけて治療することが大切です。このお知らせと共にお配りしている保健調査票では、正確な記載をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 保健調査票の提出期限：　　月　　日まで |